

周南市道の駅ソレーネ周南リニューアルに関する市場性調査業務について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市道の駅ソレーネ周南リニューアルに関する市場性調査業務

(2) 業務の目的

道の駅ソレーネ周南は、オープン後10年目を迎える中、運営を通じて課題が浮き彫りになる一方で高い集客性を維持するなど、今後の飛躍の可能性が見いだせるポテンシャルを有している。

また、国が目指す道の駅第3ステージの1つである「防災道の駅」の認定を受け、新たな機能が付加されるとともに、地方創生を加速する拠点への進化が求められる。

こうした背景を踏まえ、本業務は、子どもから高齢者まで、誰もが集い・憩い・楽しめる「道の駅パーク」の実現を目指し、民間活力も活用しながら施設の機能拡充を検討するにあたり、導入する新たな機能等の市場性について、必要な調査・分析・資料作成等を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

「周南市道の駅ソレーネ周南リニューアルに関する市場性調査業務仕様書」
のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年1月31日まで

(5) 履行場所

周南市内

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

- (2)参加表明書の提出時点において、令和4・5年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「4 調査・研究（設計関係を除く）」の（小分類）「7 計画策定」に登録されていること。
- (3)参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4)周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5)中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあつては、令和4年11月1日から令和5年5月31日までに提出し、受付が完了していること。

3 参加手続

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市役所産業振興部農林課

電話 (0834) 22-8369

FAX (0834) 22-8375

E-mail norin@city.shunan.lg.jp

- (2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

- (3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問書（様式第1号）を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和5年7月25日（火）から令和5年7月31日（月）17時までとする。（ただし、受信確認は、9時から17時までとする。）

ウ 提出先及び受信確認先

「3（1）担当部局」に示す場所とする。

エ 回答方法

令和5年8月3日（木）12時までに周南市公式ホームページに掲載する。

- (4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

イ 提出期限

令和5年8月7日（月）12時必着（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

ウ 提出場所

「3（1）担当部局」に示す場所とする。

エ プレゼンテーション及びヒアリング実施対象者の選定

応募者が5者未満の場合は、すべての応募者をプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者とする。また、応募者が5者以上の場合は、道の駅及び道の駅類似施設に関する業務実績件数の多い方から4者程度をプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者とする。応募者に業務実績件数を同じくする者がある場合には、業務実施体制において業務に従事する者の数の多い方から順にプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者を選定する。

オ 参加資格確認結果

応募者に対し、参加資格審査結果通知書兼プレゼン等実施対象者選定結果通知書により通知する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和5年8月22日（火）12時必着（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

イ 提出場所

「3（1）担当部局」に示す場所とする。

ウ 提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

エ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

4 評価の手續き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市道の駅ソレーネ周南リニューアルに関する市場性調査業務プロポーザル評価会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

(1) 評価（プレゼンテーション・ヒアリング評価）

日程 令和5年8月25日（金）（予定）

5 契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手續き及び契約書は周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）の定めるところによるものとする。

6 その他

(1) 失格事項

参加表明後、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類のすべてを無効とし、その者を失格とする。

- ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ウ 実施要領等で示された書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ プレゼンテーション及びヒアリングに、正当な理由なく欠席した場合
- カ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ク 全各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ア 企画提案書の作成及び提出、その他のプロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- イ 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- ウ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできない。
- エ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
- オ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。
- カ 手続きにおいて用いる言語及び単位通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- キ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式8）により、「3（1）担当部局」へ届け出ること。
- ク 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することがある。
- ケ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- コ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- サ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- シ 周南市に提出する書類を郵送で行う場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。